

芦屋市市民マナー条例推進計画 第4章 施策の展開 具体的な取組一覧

基本目標1 美しい芦屋を守るための「市民マナー条例」をもっと周知しよう

具体的な取組(計画書P26~27参照)

No.	事業種別	取組	内容	実施の有無等	来年度以降の展望
1	継続	広報紙(環境特集号・芦屋ニューズレター)等を利用した情報発信	広報紙の環境特集号やアシヤニューズレター等の在住外国人向けの情報紙に市民マナー条例に関する情報を掲載する。	環境特集号(6月)にて掲載。その他4月号にて掲載。アシヤニューズレター(7月)にて掲載。	掲載回数を増やす等、広報紙等をできる限り活用していく。
2	拡充	ホームページを利用した情報発信	市ホームページに市民マナー条例に関する情報を掲載し、事業所等のホームページにリンクしてもらう。	ホームページはキャンペーンの度に更新するとともに、ページを分割するなど見やすくなるよう見直しを随時行った。また、ホームページ自体を見ていただきやすいよう、QRコードなども活用した。リンクについては、神戸芸術工科大学のホームページにリンクを貼っていただいた。	観光客等呼び込むようなイベントを中心にホームページへのリンク等を主催者や管理者等に依頼する。
3	継続	広報チャンネル(ケーブルテレビ)を利用した情報発信	市民マナー条例を知ってもらうための番組を作成し放映する。	6月、10月のトピックス、2月の特集にて紹介した。	引き続き、広報チャンネル(ケーブルテレビ)をできる限り活用していく。
4	継続	まちナビを利用した情報発信	まちナビに市民マナー条例に関する情報を掲載する。	3月に啓発漫画チラシ新聞折込について掲載、3月下旬にバーベキュー等の記事を記載予定。	今年度は掲載が少なかったため、花火の時期等、できる限り活用していく。
5	継続	交通機関を利用した情報発信	バスの車内アナウンスやポスター掲示など、交通機関を利用し情報発信する。	阪急バスアナウンスを実施。バス停付近に阪急バスと推進連絡会、市の連名にてマナー条例及びマナーの啓発看板を数箇所設置した。	JR芦屋駅の駅構内に喫煙禁止区域等の表示について協議し、実施する。
6	継続	市職員に向けた市民マナー条例の周知	市職員に市民マナー条例を周知する	庁内掲示板等を活用し、市が発注する工業者等にも契約段階でマナー条例を周知するよう依頼した。また、神戸芸術工科大学の学生の作品の紹介やチラシ(新聞折込)等についても庁議等にて周知を行った。また、チラシや啓発うちわの配架による周知も行った。	庁内の研修等の機会も活用する等、あらゆる機会を活用し周知する。
7	継続	啓発チラシ等の作成	市民マナー条例に関するチラシ等を作成する。	神戸芸術工科大学の協力のもと、新聞折込用のチラシを作成した。また、啓発うちわも作成した。	今後も神戸芸術工科大学との連携を深め、啓発チラシ以外にも、子供向け漫画の作成や、啓発看板のデザイン等も含め依頼予定。
8	拡充	啓発チラシ等の配布	公共施設への配布だけでなく、地域や学校園・事業所等の協力によりチラシ等を配布する。	小学校・幼稚園には啓発キャンペーンのチラシを配布した。また、美化推進員の方のご協力による街頭キャンペーンでの配布のほか、自治会掲示板を活用したチラシの掲示のご協力予定。	今後は推進連絡会の委員の方々の組織での啓発チラシの配布をお願いする予定。
9	新規	民間も含めた地域活動団体(自治会、事業所、NPO団体等)の機関紙を利用した情報発信	団体の発行する機関紙に市民マナー条例に関する情報を掲載する。	-	特に何かの地域イベントの案内等の際に活用いただけないか検討する。
10	継続	啓発看板、路面表示等による周知	効果的な啓発看板・路面表示を設置する。	新たに歩行喫煙禁止タイルや喫煙禁止区域タイル、電柱等へのシート等、違反の多い地域での新規設置を行った。	のぼり旗については、景観上の課題もあり、減少させつつも、目障りではなく目立つ看板という課題を意識して様々なパターンの掲示を行っていく。また、古く色褪せた看板等については、情報をもとに回収し必要に応じて差し替えしていくことを検討。
11	継続	公用車へのステッカー等の掲示周知	公用車の市民マナー条例に関する情報のステッカーを掲示する。	歩行喫煙禁止のステッカーを貼った(1台)	デザインも含め、全台に設置できるようなものを検討。また、予算がつけば、例えばバスの車体へのラッピング等による周知も検討する。
12	継続	イベント会場等でのアナウンスによる周知	芦屋さくらまつり等のイベント会場で市民マナー条例周知のアナウンスを実施する。	さくらまつりでのアナウンスを実施。	効果的な実施方法も含め今後検討を行う。

基本目標2 マナーを守る 美しい心 を子どもの頃から育もう

具体的な取組(計画書P28参照)

No.	事業種別	取組	内容	実施の有無等	来年度以降の展望
1	新規	教職員に向けた市民マナー条例の出前講座	子どもの教育に直接関わる教職員対象に条例の内容等を理解してもらうための講座を行う。	-	小学校3年生で学ぶ教材「わたしたちのまち芦屋」で市民マナー条例についても掲載いただくためにも、教職員の方を対象に条例の内容や理念等を理解してもらうための説明会等の検討を行う。
2	新規	子どもに向けたマナーの出前講座	「人に迷惑をかけない」など、マナーに関するテーマで子どもに分かり易い形で講座を行う。	出前講座ではないが、6月1日のわがまちクリーン作成とのタイアップキャンペーンにて、「わるタン」を呼び、子供向けのマナーのイベントを実施した。	子供向けの漫画を神戸芸術工科大学の協力により製作いただき、学校園等に配布し、マナーに興味を持ってもらう。
3	新規	市民マナー条例に関するポスター等の募集	市民マナー条例に関するテーマでポスターや標語等を子どもから募集し、優秀作品を公共施設や事業所等に掲示する。	環境施設課実施の小中学生への環境に関するポスター(夏休みの課題)のうちの優秀作品の中から市民マナー条例の内容に該当するものを、市ホームページにて紹介。	今後もマナー条例についてのみの依頼は困難であるため、今年度の取組みを継続することを検討(環境施設課へ依頼予定)。

基本目標3 市民マナー条例の推進に向けた市・市民・事業者の一体的な取組を強化しよう

具体的な取組(計画書P29参照)

No.	事業種別	取組	内容	実施の有無等	来年度以降の展望
1	新規	民間も含めた地域活動団体(自治会、事業所、NPO団体等)への啓発講座の実施	団体の集会等の時間に、市民マナー条例を理解してもらうための講座を行う。	-	生涯学習課の出前講座(H27年度)へ講座登録をした。状況を見て、講座の活用を案内する。
2	拡充	まちかどキャンペーンの実施	従来のキャンペーンとあわせて、特に市民マナー条例の周知が必要な地域への集中キャンペーンを実施する。	朝日ヶ丘小学校周辺での犬のふんの苦情が多かったため、朝日ヶ丘コミスクのお餅つき大会の会場を活用し、啓発キャンペーンを実施した。	自治会等地域からの情報をもとに、今後も違反行為が多い地域でのキャンペーンを実施していく。
3	新規	芦屋わがまちクリーン作戦等との協働キャンペーンの実施	芦屋わがまちクリーン作戦等のイベントの実施に合わせて、市民マナー条例の啓発キャンペーンを実施	6月のわがまちクリーン作戦とのタイアップキャンペーンを実施した。	今後も効果的なキャンペーンとなるよう検討していく。
4	新規	事業所等のイベントとの協働キャンペーンの実施	事業所等のイベントの実施に合わせて、市民マナー条例の啓発キャンペーンを実施する。	マナーという共通点により、JT(日本たばこ産業)、芦屋動物愛護協会との協働キャンペーンを実施した。	芦屋市商工会様のネットワークを活用させていただき、協力いただける事業所、イベントなどの紹介をいただき、実施する。
5	新規	地域と一体となった啓発パトロールの実施	マナー指導員と地域住民による地域での啓発パトロールを実施する。	潮芦屋ビーチ周辺での地元自治会との協働キャンペーンを実施した。	警備委託やマナー指導員による警備を行っていない地域の中でお困りの地域等を中心に自治会等の情報をもとにパトロールを行う。
6	新規	市民マナー条例に関する標語等の募集	市民マナー条例に関するテーマで標語等を募集し、優秀作品を公共施設や事業所等に掲示する。	-	今後の検討課題とする。

基本目標4 市民マナー条例の向上に向け、継続的に取り組む仕組みを創ろう

具体的な取組(計画書P30参照)

No.	事業種別	取組	内容	実施の有無等	来年度以降の展望
1	新規	(仮称)市民マナー条例推進協議会の設置	行政だけでなく市民や関係団体を含めた組織「(仮称)市民マナー条例推進協議会」を設置し、施策の実施や計画の検証等を行う。	「市民マナー条例推進連絡会」を立ち上げ、計3回の会議を実施。	引き続き、年3回程度実施する。
2	継続	啓発キャンペーン等の実施の計画立案	啓発キャンペーンなどのイベントが効果的に実施されるよう計画を立案する。	マナーという共通点により、JT(日本たばこ産業)、芦屋動物愛護協会との協働キャンペーンを実施。啓発チラシ等の情報を手に取って見ていただくための啓発グッズにうちわを採用するなど工夫を行った。	阪神各市でも路上喫煙禁止条例等を制定する自治体も増えてきているため、キャンペーンを同日実施する等、近隣市との情報交換会などを立ち上げる。
3	新規	環境美化などの市民マナーの向上に寄与している団体及び個人への感謝状の贈呈	推薦された団体及び個人へ、市民マナーの向上への活動に対する感謝状を贈呈する。	-	重点プロジェクトにおいて平成27年度実施予定となっており、選考基準等についても推進連絡会の中において検討する。
4	継続	市民マナー条例のあり方や市民マナー向上に関する施策の調査・研究	市民マナー条例に規定されている禁止事項について、他市の事例や市に寄せられた意見をもとに、効果的な施策及び現状に即した条例にするための調査研究を行う。	現在、条例の改正予定はないが、常に他市等の取組を参考にしている(掲示物、啓発方法など)。	全国の情報などはネットやニュース等で収集しているが、近隣市との情報交換の場を立ち上げ、今後の条例の見直しの際の参考とする。
5	継続	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する巡回警備	恒常的に違反行為がなされる禁止事項に対して、その行為の抑止や市民マナー条例の理解をうながすための巡回警備を実施する。	潮芦屋ビーチ、キャナルパーク、芦屋川周辺等において違反行為の多い時期等に合わせ、警備委託による警備を実施した。	違反行為の状況の変化等に合わせ、効果的な警備となるよう随時見直しを検討していく。
6	拡充	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する指導	喫煙禁止区域以外の地域を含め、マナー指導員による違反行為への注意及び指導を実施する。	歩行喫煙等が平成25年10月の条例改正により禁止(以前は努力義務)となったことに伴い、通学路周辺だけでなく、違反行為の多い地域の巡回を適宜行っている。	市内全域をカバーすることは現実的ではないので、今後も違反行為の多い地域を中心に効果的な巡回警備を行っていく。